

令和9年度 知多市保育所等入所案内

入所事由及び利用調整基準 保育所等に入所できるのは、知多市に住所を有する方で、児童の保護者のいずれもが次の事由に該当し、保育を必要とする場合です。保育を必要とする証明書は父と母の分が必要です。父と母それぞれの入所事由に応じた指数と世帯に対する加算・減算の合計値（入所日時点の見込み）により利用調整します。

入 所 事 由	内 容	指 数	証 明 書 等
家 庭 外 労 働 （通勤・休憩時間を除く） （テレワーク・リモートワークを含む） （家庭外労働の指数に加算減算）	家庭外で月155時間以上の就労をしている	13	『就労証明書』 ※「就労証明書」は発行日から3か月以内のもの ※ 自営業の方は『確定申告書』（開業してまもなく、確定申告する時期よりも前の場合は『開業届』又は『営業許可証』）の写しも添付すること ※ 役員の方は役員であることが確認できる書類（登記簿の写し等）を添付すること
	家庭外で月140時間以上の就労をしている	12	
	家庭外で月115時間以上の就労をしている	10	
	家庭外で月90時間以上の就労をしている	8	
	家庭外で月64時間以上の就労をしている	6	
	① 令和10年3月31日までに職場復帰することを条件に職場復帰日の2週間前から慣らし保育として入所が可能 ※ 慣らし保育開始日は令和9年4月1日以降 ◆保育料・給食費は日割りします。 ◆慣らし保育日も1日分の保育料がかかります。 ◆長時間保育料は日割りしません。		
	② 令和9年6月15日までに職場復帰することを条件に職場復帰日の2週間前から慣らし保育として入所が可能（施設一覧表★が実施園） ※ 慣らし保育開始日は令和9年4月1日、5月1日、6月1日のいずれか（例 5月1日入所希望の場合、5月15日までに復帰）		
	5～8月復帰の場合	（減算） -1	
	9～12月復帰の場合	（減算） -2	
	1～3月復帰の場合	（減算） -3	
① 公立園 及び ② 一部私立園 育 休 明 け （ 予 約 ）			
保 育 士	保育士としての勤務が月140時間以上	（加算） 2	
育 児 休 業 中 （ 年 少 以 上 ）	職場復帰する予定で、復帰後の就労が月64時間以上 ※ 休業開始前から入所している2歳児は継続入所が可能です。	2	
家 庭 内 労 働	月64時間以上の内職をしている	3	
母 親 の 出 産 等	母親が妊娠中である又は出産後間がない ※ 出産予定月の2か月前から出産月の2か月後の月末まで	11	『母子手帳（表紙・分娩予定日がわかる箇所）』の写し
疾 病 等	入院している	13	『申立書』 および 『医師の証明書』 ※「医師の証明書」は、発行日から3か月以内のもの
	通院が月16日以上	10	
	通院が月16日未満	8	
	精神的疾病	11	
家 族 の 介 護 等	自宅などで常時観察及び介護を必要とする方の付添い	13	
	月64時間以上の介護を必要とする方の付き添い	6	
災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	13	お問い合わせください
求 職 活 動	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っている（月64時間以上） ・保育期間は最長で3か月（当該年度内に限る。）となり、保育期間終了以降は同事由で入所不可。活動状況によっては、入所承諾期間内であっても退所となる場合があります。	2	実績報告の提出（入所後）
就 学 等	学校教育法等に規定する学校に在学している又は職業訓練を受けている（指数は家庭外労働に準ずる）		『在学証明書』 『時間割表』など
虐 待 等	児童虐待又は配偶者からの暴力のおそれがある	13	お問い合わせください
そ の 他	上記に類するものとして知多市が認める場合		お問い合わせください

※就労、介護、就学等において、実態が確認できない場合は指数を減算することがあります。

世帯に対する加算・減算等

項目	内容	指数
生活保護世帯	生活保護による被保護世帯	6
ひとり親世帯	父親又は母親の死別・離別など	18
兄弟姉妹で保育所等入所	保育所等に兄弟姉妹が在園中又は入所希望（別の保育所等でも可）	2
希望園に兄弟姉妹が在園中	希望の保育所等に兄弟姉妹が在園中	2
転園先に兄弟姉妹が在園中	異なる保育所等に兄弟姉妹が在園中でどちらかの保育所等に転園を希望する	2
保育料等の未納	保育料・給食費・長時間保育料のいずれかの未納がある	-5
育休明け再入所	育児休業終了後、同じ保育所等に再度申込みをする	1

※ 同点の場合は、幼児保育課による抽選で優先順位を決定します。

※ 就労以外の入所事由についても、保育を必要とする時間数が月64時間以上でなければ要件を満たしたことはありません。

※ 私立園の場合、育休明け復帰であっても月途中からの入所はできません。ただし、一部私立園では6月15日までに復帰し、2週間前の各月1日から入所することを条件に、慣らし保育を受けることができます。

入 所 申 込 書 類 交 付 か ら 入 所 決 定 ま で の 流 れ

一 斉 入 所（毎年9月頃に申し込み）

随 時 入 所（入所希望月の前月に申し込み）

- ◆場所：第1希望の保育所
(てらもと保育園が第1希望の方は
知多市立寺本保育園へ)
- ◆日時：広報9月号又はHPに掲載

入所申込書類
交 付

- ◆場所：知多市役所 幼児保育課
- ◆日時：平日 9時～16時
- ※ 電子申請で、書類等の説明が不要な
場合は下記の受付へ

- ◆来庁受付
・場所：知多市役所（多目的会議室）
・日時：書類交付時に各施設で指定
・期間：9月28日～30日（一斉受付）
※ 最終10月9日（金）16時まで

入所申込書類
受 付

- ◆来庁受付
・場所：知多市役所 幼児保育課
・時間：9時～16時
・期間：毎月1日～10日（土日祝除く）

- ◆電子申請（マイナポータルより）
10月10日（土）23時59分まで

- ◆電子申請（マイナポータルより）
毎月10日 23時59分まで

保育を必要とする状況等を考慮した指数等の高い方が優先

落選 待機
空きが出たら連絡
※ 保育所に入所しながら
の待機はできません。

入所枠確保 内定
(11月上旬頃)
※ 内定通知書に記載の日
程で面談を実施します。

落選 待機
空きが出たら連絡
※ 保育所に入所しながら
の待機はできません。

入所枠確保 内定
※ 内定した施設に保護
者から連絡してくださ
い。

入所予定児童の 面 接

- ◆ 入所予定のお子さま同伴で出席してください。
 - ◆ お子さまの発達・健康状態や日常等についてお話を伺います。
 - ◆ 面接の時点では入所の可否は未定です。
 - ◆ 保育体験のお誘いや各機関への相談をすすめる場合があります。
 - ◆ 集団保育が難しいと判断した場合には、入所をお受けできかねる場合もあります。
- 《 持ち物 》
- ☐ 入所申込児童調査票（書類交付時にお渡しします）
 - ☐ 入所申込児童の母子手帳
 - ☐ 通帳印

入 所 決 定（入所月の前月末頃）

- ◆ 保育を必要とする状況、住所、家族構成等に変更が生じた場合には速やかに申し出てください。
- ◆ 提出された書類の記載内容が事実と異なる場合は、入所の決定を取り消す場合があります。
- ◆ 保育料は、児童と生計を一にしている保護者等の市町村民税所得割額の合計等によって決定します。
- ◆ 給食費は無償化の対象外ですが、条件に合致する場合は副食費が免除されます。詳しくは、別添「給食費についてのご案内」をご覧ください。

◎内定後に取り下げられた場合、次回申請時(きょうだい児を含む)の選考における指数を下げる場合があります。

★共通書類 + 以下1～3で該当する書類の提出が必要です。

共通書類

- ☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(申請者のマイナンバー等本人確認が確認できるもの)
- ☐ 保育施設等の利用申込書
- ☐ 保育を必要とする証明書等 (父と母の分が必要)



1 申込み施設が保育園の方(電子申請の場合は施設での面接時に提出)

(小規模保育事業所・認定こども園に申込みの場合は、各施設の案内に従ってください。)

- ☐ 市税・料金口座振替依頼書(要通帳印)
※ ゆうちょ銀行は専用の様式(茶色)があります。必要な方は申し出てください。
- ☐ 保育所長時間保育申込書(希望者のみ)
※ マ・メール知多保育園・にじいろ保育園旭・てらもと保育園は施設での申込みになります。

長時間保育とは、保護者の勤務時間その他やむを得ない事由により、認定を受けた保育必要時間(短時間又は標準時間)を超えて保育が必要な児童の保育を行います。利用料は無償化の対象外です。次頁に各施設の利用時間を掲載しています。

短時間認定・保護者のいずれかの就労等の保育を必要とする事由が月64時間以上120時間未満(通勤・休憩時間を除く)
・育児休業や求職活動の事由の場合

標準時間認定・保護者のいずれも就労等の保育を必要とする事由が月120時間以上
(就労の事由の場合、自宅から職場までの往復通勤時間を含み、休憩時間を除く)

2 令和8年1月2日以降に知多市に転入された方又は転入予定の方

※ 9月以降の入所分については「令和8年」を「令和9年」に読み替えてください。

(1) 令和8年1月1日時点で日本国内に住所を有していた方

マイナンバーの情報連携により税情報の照会をさせていただきます。

ただし、情報連携が不可の場合には次のいずれかの書類の提出をお願いすることがあります。

- ☐ 市町村民税特別徴収税額通知書
- ☐ 市町村民税納税通知書
- ☐ 市町村民税課税(非課税)証明書
※ 令和8年度分の書類を令和8年1月1日現在の居住地の自治体にて取得してください。
※ 税の情報が確認できない場合は、保育料を最高額で算定します。

(2) 令和8年1月1日時点で日本に住所を有していなかった方

保護者が海外で勤務しており、所得の申告がない場合は、『海外勤務の所得が分かる書類』の提出をお願いします。提出がない場合、保育料を最高額で算定します。

3 転入予定で申し込む方

「転入誓約書」に、以下の書類又はそれに代わるものを添付してください。

- ☐ 家を建てる場合 : 工事契約書の写し
- ☐ 家を買う場合 : 売買契約書の写し
- ☐ 家を借りる場合 : 賃貸契約書の写し
- ☐ 実家で同居する場合 : 特になし
※ 入所月の前月20日までに知多市に転入を届け出ない場合、申込みは無効となります。
※ 支給認定証等の書類は、転入後に送付します。

翌年度以降の入所申込みについて

◆以下2点を満たす方は基準日(9月1日)時点の施設で翌年度も持ち上がる権利があります。

- ・求職活動以外の事由で入所中(育児休業明けでの入所枠確保を含む)
- ・翌年3月31日まで継続して入所する事由がある
※ 9月に持ち上がりした後、事由がなくなった場合は、持ち上がりは無効となります。
※ 基準日時点で求職活動の事由で入所中の方は、翌年度分の入所申込みを新規で行う必要があります。

<令和 9 年度 保育年齢早見表>

保 育 年 齢		生 年 月 日	保 育 年 齢			生 年 月 日
5 歳児（年長）	R3 年度生(2021)	R3.4.2～ R4.4.1	3 歳 未 満 児	2 歳児	R6 年度生(2024)	R6.4.2～R7.4.1
4 歳児（年中）	R4 年度生(2022)	R4.4.2～ R5.4.1		1 歳児	R7 年度生(2025)	R7.4.2～R8.4.1
3 歳児（年少）	R5 年度生(2023)	R5.4.2～ R6.4.1		0 歳児	R8 年度生(2026)	R8.4.2～

<市 内 認 可 保 育 施 設 一 覧 表>

公 私	施 設 種 別	施 設 名	所 在 地 (電話 番号)	保 育 年 齢 ※ 1	開 所 時 間			短 時 間 認 定		標 準 時 間 認 定	
					平 日	土 曜 日	日 ・ 祝	認 定 時 間	長 時 間 保 育		認 定 時 間
									早 朝	延 長	(長時間保育 延長)
公 立	保 育 園	八 幡	八幡字平井 8 (☎32-0132)	4 か月 ～5	公立保育園及び認定こども園はすべて同じ時間です。						
		佐 布 里	佐布里字筒井 21 (☎55-3996)	5 か月 ～5							
		新 田	原 2 丁目 2-9 (☎34-3050)	5 か月 ～5							
		つ つ じ が 丘	つつじが丘 3 丁目 3 (☎55-3029)	1～5							
		新 知	新知字東新生 60 (☎55-2718)	5 か月 ～5							
		岡 田 西	岡田緑が丘 21-1 (☎55-0934)	4 か月 ～5							
		日 長 台	旭桃台 503 (☎55-7418)	5 か月 ～5							
		新 舞 子	新舞子字大口 55 (☎42-0848)	5 か月 ～5							
		南 粕 谷	南粕谷本町 3 丁目 88 (☎43-3628)	5 か月 ～5							
		幼保連携型認定こども園 梅が丘こども園	梅が丘 1 丁目 89-1 (☎55-4002)	5 か月 ～5							
私 立	保 育 園	朝 倉	朝倉町 18 (☎33-0988)	1～5	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 16:00	—	8:00 ～ 16:00	7:00～ 7:30～	～18:00 ～19:00	7:00 ～ 18:00
		ゆ め ★	つつじが丘 1 丁目 13 (☎55-7800)	5 か月 ～2			—				
		S O R A ★	新知字二股 23 (☎56-3611)	5 か月 ～5			7:00～ 19:00				
		マ・メール知多	八幡字池下 28-1 (☎34-9728)	7 か月 ～5	7:30 ～ 19:00	7:30～ 16:00	—		7:30～	～18:00 ～19:00	7:30～ 18:30
		にじいろ保育園旭	旭 3 丁目 105 (☎47-5691)	3 か月 ～5	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 19:00	—		7:00～ 7:30～	～18:00 ～19:00	7:00 ～ 18:00
		て ら も と	八幡字里脇 77 (てらもと保育園準備室 ☎090-6233-6177)	3 か月 ～5			7:00～ 19:00				
	事業所※2 小規模保育	ひだまりの家 ★	岡田字久平 17-1 (☎77-0707)	5 か月 ～2	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 16:00	—	8:00 ～ 16:00	7:00～ 7:30～	～18:00 ～19:00	7:00 ～ 18:00
		さざなみの家 ★	金沢字丸池 3 (☎89-7320)	5 か月 ～2			—				
		知多朝倉駅 ぼっぼ園 ★	緑町 25-8 (☎57-1239)	5 か月 ～2			7:00～ 19:00				
	認定こども園 幼保連携型	明 愛 幼 稚 園	八幡字西水代 125-1 (☎32-2804)	7 か月 ～5	7:30 ～ 18:30	7:30～ 16:30	—	8:30～ 16:30	7:30～	～18:30	7:30～ 18:30
		知多クロス こども園 ★	八幡字笹廻間 43-1 (☎35-0650)	7 か月 ～5	7:00 ～ 19:00	7:00～ 16:00	—	8:00～ 16:00	7:00～ 7:30～	～18:00 ～19:00	7:00～ 18:00

・ 電話の市外局番 0562 (32・33・34・35・55・56・57・77)、0569 (42・43・47・89)

※1 ○か月は、生後○か月目を迎える月の 1 日から対象となります。

※2 2 歳児の持ち上がり先は連携施設となります。ひだまりの家は岡田西保育園、さざなみの家は新舞子保育園、知多朝倉駅ぼっぼ園は朝倉保育園が連携施設です。

・ ★は育休明け予約実施の私立園です。公立園は全園で実施しています。詳細は表面をご確認ください。

・ 1 歳以上児の特別支援保育や、新田・つつじが丘・新知・日長台保育園・梅が丘こども園の 4、5 歳児の特別支援保育を希望される方は、幼児保育課・子育て総合支援センター・児童発達支援センターやまもも園へ事前にご相談ください。

・ 一部の私立の施設では、市が定める利用者負担（保育料）の他に教材費等の実費徴収を行う場合がありますので御承知おきください。

お問い合わせは各施設又は以下まで
知多市役所 幼児保育課 電話 0 5 6 2 - 3 6 - 2 6 5 9（直通）

